

役員の報酬に関する規程

制定 2022年5月24日

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人びーのびーの（以下「この法人」という。）定款第19条第3項の規定に基づき、この法人の役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関する基本事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程で定める役員とは、この法人の理事及び監事とする。

2 費用とは、その職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の実費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

（役員報酬）

第3条 役員には、報酬を支給することができる。

2 総会において定める報酬総額の範囲内で支給する。

3 役員がこの法人の職員として実務に従事する場合は、別に定める賃金規程に基づき給与を支給することができる。

（費用等）

第4条 費用、及び職員として職務を遂行した際の実費は職員給与規定に基づき、支給することができる。

2 前項の支給に際し、職員給与規定で判断できない場合は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

（補足）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、2022年5月24日から施行する。（2022年5月24日理事会決議）

この附則は、2026年6月14日から施行する。（2026年5月26日理事会決議）